

玉村町こうのとりのり助成事業のご案内

玉村町では、不妊治療及び不育治療をされているご夫婦の、医療費に対する助成を行っています。ぜひご利用ください。

1. 助成対象者

- 法律上の夫婦である
- 申請日に夫婦双方又はいずれか一方が、玉村町に住民登録してから1年以上経過している
- 町税に滞納がない
 - ※納税等に関する問い合わせ先：玉村町税務課 0270-64-7704
- 他の自治体から不妊治療等に対し同種の補助を受けていない

2. 対象となる医療費

- 4月1日～翌年3月31日(1年度)の間に受けた不妊治療等の医療費
 - ※保険診療一部負担額及び保険適用外負担額を含みます。
 - ※高額療養費制度で還付された金額(先に申請してください)は差し引きます。
 - ※文書料や入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です。

3. 助成内容

- 不妊治療及び不育治療に要した医療費の1/2(千円未満切捨て)、上限額10万円
- 1組のご夫婦に対して、1年度あたり1回、不妊治療・不育治療それぞれ通算5回

4. 申請窓口

玉村町保健センター(0270-64-7706)

5. 申請に必要なもの

- ①玉村町こうのとりのり助成事業交付申請書(様式第1号)
医療機関証明欄の記入には、医療機関によって費用がかかる場合があります。
ご夫婦分の申請をする場合は、医療機関でもお二人分の証明を受けてください。(患者氏名の証明を連名で受けてください。)
医療機関と保険薬局はそれぞれ別に証明を受けてください。
訂正がある場合は訂正印をお願いします。
- ②同意書(様式第2号)
- ③領収書(原本)と診療明細など診療内容や診療点数のわかるもの、およびコピー
原本とコピーを照合した後、原本は押印してお返しします。

コピーの方法

- ①コピーする用紙のサイズは、A4 をお願いします(縮小は倍率70%程度まで、両面印刷可)
- ②領収書と診療等の内容がわかる明細書は、同じ日付のものを横に並べてコピーし、日付順にしてください。
- ※日付や金額、内容等が不明瞭な場合には受付ができません

- ④印鑑(訂正箇所を押印するため)
- ⑤振込先の口座がわかるもの
- ⑥(県の不育症検査費用助成事業を申請された方)
不育症検査費用助成事業承認決定を証する書類

6. 申請期間

- 最終診療月の翌月1日より起算して1年以内
(例: 令和8年5月15日に治療終了の場合、令和9年5月末まで申請可能)
(末日が土日祝日などの閉庁日の場合には前日)

留意事項

- 申請受付には、時間がかかります。また年末や年度末は窓口が混み合う場合がございます。
時間に余裕をもってお越しください。
- 町外転出予定の人は、先に申請を済ませてから転出手続きをしてください。
申請日に玉村町民でない場合、助成金のお支払いができませんので、ご注意ください。

その他、お問い合わせは・・・

玉村町保健センター 電話0270-64-7706

☆確定申告をするときは・・・

不妊治療に掛かった医療費は、所得税の確定申告の際に医療費控除の対象になります。しかし、このとり助成金や県の助成金は「保険金などで補填される金額」に当たりますので、医療費控除をする場合は忘れずに支払医療費から差し引いて計算してください。

☆不妊に関する専門的な相談は・・・

群馬県不妊・不育専門相談センターへ

内容: 相談員(産婦人科医)による面接相談(要予約)

電話: 027-220-8425(問い合わせ・予約)

予約受付時間: 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)